



無人航空機による災害応急対策(撮影・画像解析  
等)に関する覚書き

越美山系砂防事務所

(一社)岐阜県測量設計業協会

# 無人航空機による災害応急対策（撮影・画像解析等） に関する覚書き

国土交通省中部地方整備局越美山系砂防事務所（以下「甲」という。）と（一社）岐阜県測量設計業協会（以下「乙」という。）は、災害又は放置すれば、直ちに災害につながるおそれがある場合における緊急的な応急対策（以下「業務」という。）の支援に対し、次のとおり覚書きを締結する。

## （趣旨）

第1条 この覚書きは、甲の管内及び隣接する区域において地震、風水害その他災害が発生し、又は発生する恐れのある場合に、緊急的な災害の状況把握を実施し、又被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

## （覚書き事項の発動）

第2条 この覚書きに定める業務の支援事項は、災害等が発生し、又は発生する恐れがあるときにおいて、甲が乙に対して出動の要請を行ったときをもって発動する。

## （業務の内容）

第3条 管内及び隣接する区域において甲が乙に対して支援を要請する業務の内容は、地震、風水害その他災害が発生し、又は発生する恐れがあるときにおいて、無人航空機による災害の状況把握・撮影及び画像解析等を行うこととする。

## （出動の要請）

第4条 甲は、乙に対して、業務を実施するための出動を書面（様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請できない場合に限り、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

## （業務の実施）

第5条 乙は、第4条に基づく出動の要請があった場合は支援が可能な会員のリストアップを行い、直ちに甲に連絡、甲は乙の会員の中から選定を行い、業務を実施するものとする。

(契約の締結)

第6条 甲は、第5条で選定した乙の会員と、遅滞なく請負契約等を締結するものとする。

(業務の完了)

第7条 乙の会員は、業務が完了したときは、直ちに書面（様式第2号）により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 業務完了後、当該業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第9条 業務に要した費用は、乙の会員からの請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙の会員に支払うものとする。

(損害の負担)

第10条 業務の実施に伴い、明らかに乙の会員の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、もしくは乙の会員の技術者等に損害が生じたときは、乙の会員がこれを負担するものとする。

2 業務の実施に伴い、甲、乙の会員いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の会員の技術者等に損害が生じたときは、乙の会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙の会員と協議して定めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この覚書きに関する連絡責任者は、甲においては副所長(技)、乙においては専務理事とする。

(協議)

第12条 この覚書きに定めのない事項及びこの覚書きに疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期限)

第13条 この覚書は、覚書き締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって覚書きの終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この覚書きの成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年 7月 21 日

甲 国土交通省 中部地方整備局  
越美山系砂防事務所  
事務所長 伊藤 誠記



乙 一般社団法人  
岐阜県測量設計業協会  
会 長 浅野 芳宏

